

情 郵 審 第 2 4 号  
令 和 3 年 5 月 2 8 日

総 務 大 臣  
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 川 濱 勇

答 申 書

令和3年3月26日付け諮問第3137号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和3年度の接続料の改定等）については、次の点が確保された場合には、諮問のとおり認可することが適当と認められる。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）

関門系ルータ交換機能（IPoE 方式で接続する場合）の接続料について、接続約款において、利用状況に応じて按分した料金を直ちに記載すること。（考え方1）

- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

- (1) NTT東日本・西日本に対し、関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の接続料の算定方法の見直し及び接続約款への記載について、来年度の接続約款申請に向け、NTT東日本・西日本において、新たにIPoE接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を

踏まえて検討し、総務省にその検討結果を報告することを要請すること。（考え方1）

- (2) NTT東日本・西日本に対し、新型コロナウイルス感染症の影響によりトラフィックが増加している中で、引き続き円滑なインターネット接続の観点から網終端装置の地域事業者向けメニューを含めた増設基準が妥当であるか、また、当該増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるためのNTT東日本・西日本による情報開示や説明の状況について、総務省に報告することを要請すること。（考え方4、5、6）
- (3) NTT東日本・西日本に対し、少なくとも現在の加入光ファイバ接続料の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果について、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において総務省に報告することを要請すること。（考え方12）
- (4) NTT東日本・西日本に対し、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションそれぞれについて、工事遅延の実態及び理由並びに需要の予測の方法及び予測した需要を踏まえた対応等について、総務省に報告することを要請すること。（考え方23）

以上